

工事成績評定評価委員会要領

財政局 工事検査課

2003 / 4

工事成績評定評価委員会要領

(設置)

第1条 さいたま市工事成績評定結果通知公表要領(平成15年さいたま市制定)第3条に規定する説明を求められた内容を公正に判断するため工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次の事項を審議する。

評定の修正の必要の有無に関する事項

評定の修正を行う場合における評価結果に関する事項

請負者に対する回答に関する事項

(組織)

第3条 評価委員会は、工事所管部ごとに設置する。

2 各評価委員会は、委員長及び委員若干名で構成する。

3 委員長は、各工事所管部の長をもって充てる。

4 委員は、各工事所管部の職員のうちから委員長が任命する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、評価委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会は、必要があると認めるときは、当該工事担当の監督員、総括監督員及び工事検査員の出席を求めて意見を聴取することができる。

(委員会の庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、各工事所管部において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。